

告 示

埼玉県選管告示第五十二号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び選挙分会長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十九年十月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

職 務	住 所	氏 名
選挙分会長	埼玉県戸田市氷川町二丁目三番一号	細 田 徳 治
選挙分会長の職務を代理すべき者	埼玉県さいたま市北区日進町一丁目二百四番地二	畠 山 清 彦